

また今月例会も開催時刻を繰り上げさせていただきます

さいたま市への「まん延防止等重点措置」が8月22日まで延長されたことで、コミュニティセンターの夜間利用が20時までとなりましたので、今月例会も開催時刻を **18:00～20:00** に繰り上げさせていただきます。

なお、月例会は新型コロナウイルスの感染状況により今後も開催の変更をすることがございます。ご参加にあたっては鉄道友の会および埼玉サークルのホームページ等で最新の情報のご確認をお願いいたします。

また、大変残念なことですが、今夏も恒例の納涼旅行会は中止とせざるを得ませんでした。ワクチン接種の進捗で一刻も早い新型コロナウイルス感染症の収束を祈るばかりです。



埼玉サークル
ホームページ

■ 8月例会は開催日時を再変更します

8月例会は **日時と会場を再変更し振替休日の午後の開催**とします。お間違いのないようご注意ください。

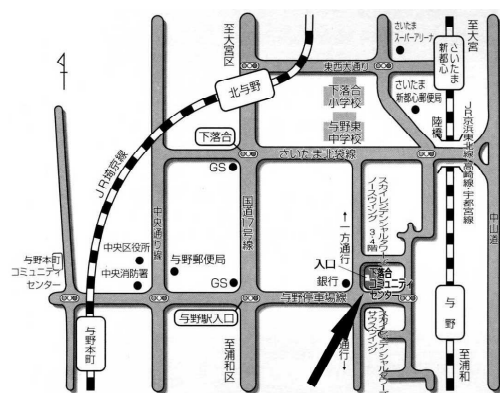
日時 8月9日(月・振替休日) 13:30～16:50

会場 下落合コミュニティセンター 第2集会室

(JR与野駅西口下車徒歩2分 スカイレジデンシャルタワース
ノースウィング4階)

参加費 200円

中止となりました昨年3月の「埼玉サークル50周年記念
鉄道映像をみる会」で上映を予定していましたが、50年前の
1970年に製作された鉄道をモチーフとした長編映画を上映します。



さいたま市下落合コミュニティセンター

■ 月例会の予定

9月14日(火) 19:00～21:10 浦和コミュニティセンター 第4集会室 参加費:200円

■ 10月例会も開催日時を変更します

10月例会も **日時と会場を変更して日曜日午後の開催**とします。こちらもお間違いのないようご注意ください。

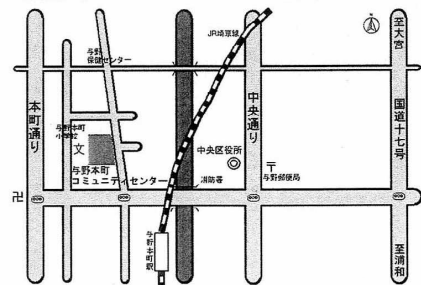
日時 10月10日(日) 13:30～16:50

会場 与野本町コミュニティセンター 視聴覚室兼会議室

(JR与野本町駅西口下車徒歩3分)

参加費 200円

＜与野本町コミュニティセンター ご案内図＞



■ 6月例会報告

6月8日(火) 浦和コミュニティセンター 第4集会室 18:00～20:00 参加 7名

情報交換 カメラ雑誌CAPA6月号のCAPA写真家列伝に「宮澤孝一さんの功績に迫る」が掲載されている。2008年12月に全線廃止となった高千穂鉄道(旧国鉄高千穂線)の旧綱ノ瀬橋りょうと旧第3五ヶ瀬川橋りょう、信楽高原鐵道の第一大戸川橋梁が重要文化財に指定された。雑誌デジタルカメラマガジン6月号が特集「誰かに伝えたい 鉄道風景」、JTB時刻表6月号のグラビアが「はじめての鉄道模型」。上田市の沓掛酒造が、上田電鉄別所線の千曲川橋梁(2019年10月台風19号により一部が崩落)の3月28日復旧を記念して日本酒「千曲川橋梁復旧祝い酒」(720ml、税込1980円)を限定1000本で発売している。ラベルには祝別所線全線開通口ゴが、巻紙に1924年(大正13年)当時の千曲川橋梁の設計図が使われている。他

映像 新型コロナウイルス感染拡大下における米国の交通機関支援

頒布資料 START! New通勤Style(JR東日本)、さいたま市東京2020オリンピック聖火リレー開催のお知らせ、あしががフラワーパーク

■ オンライン懇親会のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため会食の自粛が要請されています。埼玉サークルでも例会終了後の懇親会の開催を控えており、その代替として週末土曜日の夜(今月は17日と31日)にオンラインZoomによる懇親会を開催しています。参加方法等の詳細は埼玉サークルホームページの掲示板をご覧ください。

パソコン(カメラとマイクが必要です)またはスマホやタブレット等が必要ですが、皆さまのご参加をお待ちしています。

■ **さいたま市での聖火リレー**が先週8日に予定されていましたが、さいたま市が「まん延防止等重点措置区域」に指定されていることから、公道での聖火リレーは中止となってしまいました。57年前の1964年(昭和39年)に旧中仙道に聖火リレーを見に行き、トーチからかなりの白煙がたちのぼっていたことを今も鮮明に憶えています。さらに感染拡大により東京都への4度目の緊急事態宣言が発令され、オリンピックも1都3県ではすべて無観客となりました。憎っくき新型コロナウイルス！。

JR四国が、今月10日と11日に同社多度津工場の大規模な設備更新にともない取り壊しが予定されている登録有形文化財の建物(明治21年建築の現役作業場「職場15号」、現在も社員食堂として使われている旧西条海軍航空隊格納庫を昭和23年に移築した「会食所1号」他7棟)を公開するツアーを行いました。

登録有形文化財(建造物)の登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様な大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくため、1996年10月1日施行の文化財保護法の一部を改正する法律により作られたもので、従来の指定制度のように重要なものを厳選して許可制等の強い規制と手厚い保護を行うものではなく、届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置です。

そのため解体などの現状変更も、その30日前までに届出れば、文化審議会への諮問・答申や官報告示などの手続きを経て、登録が抹消されます。既に解体等による登録抹消は202件(2019年12月5日現在)に上っています。残念なことですが。(F)

埼玉サークルは、中高生会員の皆さんが参加しやすいよう、例会・行事の参加費を免除しています